

市税などは納期限内に納付してください

市税などは、定められた納期限までに市役所本庁、各支所または金融機関窓口などで納めてください。

●平成28年度納期限一覧表

期別	市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)	後期高齢者医療保険料(普通徴収)
第1期	6月30日(木)	8月1日(月)
第2期	8月1日(月)	8月31日(水)
第3期	8月31日(水)	9月30日(金)
第4期	9月30日(金)	10月31日(月)
第5期	10月31日(月)	11月30日(水)
第6期	11月30日(水)	平成29年1月4日(水)
第7期	上記のうち介護保険料以外 12月28日(水) 介護保険料 平成29年1月4日(水)	平成29年1月31日(火)
第8期	平成29年1月31日(火)	平成29年2月28日(火)
第9期	平成29年2月28日(火)	平成29年3月31日(金)
第10期	平成29年3月31日(金)	

※口座振替納付を利用される方は、上記納期限日に指定の口座から引き落としします。なお、残高不足などにより納期限日に引き落とせなかった市府民税、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税は、直近の13日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に再振替として引き落としします。振替日前には預貯金残高の確認をお願いします。

●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は督促状を発送することになります。督促状1通につき手数料100円が掛かります。また、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の税額に一定の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算し、未納の税額とあわせて納付いただきます。

●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差し押さえ(滞納)処分を受けることとなります。なお、府税および市税で納期限から一定経過した滞納案件は「京都地方税機構」へ移管し、徴収などの滞納整理事務を行います。

●市税などの納付には便利な口座振替を

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁、各支所および市内各取扱金融機関に備え付けの市税等口座振替申込書に記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税などの納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。登録完了までに時間を要するため、振替の開始を希望される期別(月)の前月末までに申し込んでください。申し込みの時期によっては、希望の期別(月)からの振替ができない場合がありますのでご了承ください。

●取扱金融機関

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都農業協同組合、りそな銀行、ゆうちょ銀行・郵便局
※軽自動車税を除く市税などの納付の確認は、預貯金通帳でご確認ください。口座振替納付済通知書は発行しません。

市府民税、固定資産税・都市計画税 〇税務課 ☎(0771)68-0004

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 〇保健医療課 ☎(0771)68-0011

介護保険料 〇高齢福祉課 ☎(0771)68-0006

市税・国民健康保険税の滞納処分 〇京都地方税機構中部地方事務所 ☎(0771)22-3884

参議院議員通常選挙に係る投票所の訂正について

6月10日に配布した参議院議員通常選挙に係るチラシについて、投票所の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

(誤)第19区投票所 南丹市立八木小学校

(正)第19区投票所 南丹市立八木西小学校 〇南丹市選挙管理委員会 ☎(0771)68-0002